

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総務省

1 定額減税

〔令和6年4月1日施行〕

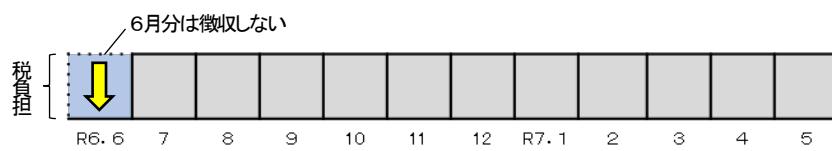
- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。
※ 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

(例) 給与所得に係る特別徴収の場合

R6.6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」をR6.7月分～R7.5月分の11か月で均す。



- ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。

2 外形標準課税

◎ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

《減資への対応》 〔令和7年4月1日施行〕

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）や《100%子法人等への対応》の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」
※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。

企業会計上の貸借対照表

資本金〔現行基準1億円超〕	
資本準備金	資本剰余金
その他資本剰余金	

項目
振替
型
減資

補充的な基準
〔資本金+資本剰余金〕
10億円超

《 100%子法人等への対応 》 [令和8年4月1日施行]

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。

(親・外形対象法人)
[資本金+資本剰余金]
50億円超

持株比率100%

(子)資本金1億円以下、
[資本金+資本剰余金]
2億円超

⇒ 外形対象法人

◎ 賃上げ促進税制 [令和6年4月1日施行]

- 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。(3年間の時限措置)

3 固定資産税等

[令和6年4月1日施行]

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置等

- 負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長。

※ 負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

※ 現行の負担調整措置：地価上昇時に新評価額の5%ずつを課税標準額に加算等する措置(商業地等の場合)。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

4 謹与税関係

[令和6年4月1日施行]

◎ 森林環境謹与税に係る謹与基準の見直し

- これまでの謹与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の謹与割合を5.5割(現行:5割)、「人口」の謹与割合を2.5割(現行:3割)とする。

〔現行〕

5割：私有林人工林面積
2割：林業就業者数
3割：人口

〔見直し案〕

5.5割：私有林人工林面積
2割：林業就業者数
2.5割：人口

【森林環境税及び森林環境謹与税に関する法律(平成31年法律第3号)の改正】

◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。

現行の譲与割合	着陸料割 <u>1/2</u>		騒音世帯数割 1/2
見直し後の譲与割合	<u>延べ重量割 1/4</u>	<u>旅客数割 1/4</u>	騒音世帯数割 1/2

※ 延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を省令で規定予定。

【航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）の改正】

5 主な税負担軽減措置等

〔原則：令和6年4月1日施行〕

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、対象設備（※）を追加した上、2年延長。（固定資産税）
※ ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を省令で規定予定
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、対象設備（※）を追加した上、2年延長。（固定資産税、都市計画税）
※ ナンバープレート解析AIカメラ等を政令で規定予定
- 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設。（不動産取得税）
- 軽油引取税の課税免除の特例措置について、船舶の一部（※）を除外した上、3年延長。（軽油引取税）
※ マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を政令で規定予定